

神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（交付要件等抜粋）

経営発展支援事業（通常枠）、世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）

1 交付要件

次の(1)から(11)までの要件を満たすこと。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。
 - ア 交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イ並びに第 9 の 1 の(3)のア及びイにおいて同じ。）が農地の所有権若しくは利用権を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画の認定を受けていること。
- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料（別紙様式第 36 号）を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上げ若しくは付加価値額を 10% 以上増加させる、又は生産コストを 10% 以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村長に認められること。
- (6) 目標地図に位置付けられた者等であること。
- (7) 本事業、雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、令和 4 年度補正初期投資促進事業若しくは第 9 による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

2 助成対象

- (1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。
- ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- (2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- (3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
- ア 整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること。
事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、交付主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - イ 機械・施設等の整備に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、公正な業者選定及び事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。
 - (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が概ね 5 年以上 20 年以下のものであること。
ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。）。
 - (イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPS ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
 - a フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。
 - (a) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
 - (b) 農業経営において真に必要であること。
 - (c) 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、a の(a)から(c)までの要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
 - (ウ) 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (エ) 交付主体が 5 の(1)に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業

業に切り替えて整備するものではないこと。

- (オ) 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
 - (カ) 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、農業分野における A I ・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約が G L に準拠していること。
 - (キ) 導入した機械・施設等について、県交付要綱第 8 号様式の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。
 - (ク) 機械・施設等のリースの手続等については、別表 5 により行うこと。
 - (ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーが A P I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと交付主体が認める場合は除く。
 - (コ) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- (4) (1) のアの機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

3 交付金額

- (1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、2 の(1)の取組に必要な経費とし、県は 3 / 4 以内を支援する。ただし、国庫による支援は補助率 1 / 2 を超えない範囲（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）とする。

また、補助対象事業費の上限額は 1,000 万円（第 7 の交付対象者の場合は、500 万円）とする。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、(1) の補助対象上限額に 1.5 を乗じて得た額を上限額（1 円未満は切捨て）とする。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

- (3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。）については、それぞれ、第7の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、第7の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4 目標年度及び成果目標

目標年度は、事業実施年度の4年後の年度とする。

また、経営発展支援事業計画等で実施することとした項目について、成果目標とする。